

石垣市職員倫理条例運用状況報告

この条例は、職員の職務の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的としています。

職員倫理に関する運用状況について報告いたします。

【期間：令和5年2月1日～令和6年1月31日】

1. 倫理条例等の周知及び保持等に関する施策について

(1) 令和5年4月6日

職員の「身だしなみ」について（通知）

(2) 令和5年4月17日

職員の連休における厳正な服務規律の確保等について（通知）

(3) 令和5年5月17日

職員の窓口対応及び電話対応等について（通知）

(3) 令和5年7月20日

個人情報の取扱いについて（通知）

(4) 令和5年8月17日

職員の厳正な服務規律の確保等について（通知）

(5) 令和5年10月26日

各種補助金の申請等手続きに係る事務の適正な執行について（通知）

(6) 令和5年10月26日

職員の懲戒処分及び綱紀の厳正な保持について（通知）

(7) 令和5年12月19日

職員の年末年始における綱紀の厳正な保持について（通知）

以上、職員の綱紀粛正及び服務規律の確保等については、機会あるごとに注意を喚起し、周知徹底を図っており、通知においては、倫理条例の概要と届出事項について周知を図っております。

2. 石垣市職員倫理審査会

令和6年2月13日（火）午後3時 ・ 会議室6